

猟銃等種類変更の許可

(製造：第8条、販売：第20条)

製造又は販売する猟銃等の種類を変更しようとするときは、工場又は事業場もしくは店舗の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

○猟銃等の種類変更の許可申請の審査基準

猟銃等の保管のための設備が経済産業省令で定める要件を備えていること。

(1) 管理上支障がない場所にあること。

(2) 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であって、
確実に施錠できる錠を備えているもの

ロ くさり等によって猟銃等を堅固に固定しうる設備であって、当該
くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの

(3) 保管する猟銃等の数量に応じた収納能力を有すること。

(4) 容易に持ち運びができないこと。

(5) 非常の際、外部に通報することのできる装置を備えていること。ただし、当該保管庫設備の付近に当該装置を備えている場合は、この限りではない。

○猟銃等種類変更許可申請書関係書類

提出部数

電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

- 1 猟銃等種類変更許可申請書
- 2 種類変更計画書
- 3 猟銃等の保管設備（陳列ケース等含む。）の構造図及び集積図
- 4 申請手数料
 - (1) 製造する猟銃等の種類の変更 36,000円
 - (2) 販売する猟銃等の種類の変更 25,000円

○申請にあたっての注意事項

- 1 原則として申請の前に消防保安室と事前協議を行ってください。